

中野区自転車利用総合計画(素案)について

1 素案の趣旨・経過

平成 19 年 1 月 22 日、区は中野区自転車等駐車対策協議会から『「中野区自転車利用総合計画」策定に当たっての基本的考え方と、同計画に盛り込むべき事項等について』答申を受けた。

これを元に、関係機関や関連分野と調整し、中野区自転車利用総合計画(素案)を作成した。

2 素案の概要

(1) 全般

名称を「中野区自転車利用総合計画」とし、現計画の「中野区自転車駐車対策総合計画」の中心的な目的である放置自転車対策にとどまらず、利用者の交通ルールの遵守・マナーの向上など自転車の安全利用についても計画の主要内容とした。

(2) 計画の目的

「環境にやさしく区民に最も身近な交通手段である自転車を都市における主要な交通手段のひとつとして位置づけ、駐車場施設や走行環境の整備を行うとともに、利用者の交通ルールの遵守・マナーの向上を図り、放置自転車のない、歩行者に安全なまちをつくることを目的と」した。

(3) 計画の期間

計画期間を「平成 19 年度(2007 年度)から平成 28 年度(2016 年度)までの 10 年間とし、計画策定後の状況の変化等を踏まえて、概ね 5 年を目途に計画の見直しをするものと」した。

(4) 計画の実施主体

上記の目的を達成するために、区、道路管理者、事業者、利用者等自転車に関わる者が、それぞれの役割に応じた責務を果たしていく必要があり、施策の実施主体は、区は当然のこととして、地域に関わるすべての区民や事業者がそれぞれの立場で積極的に行動することを呼びかける内容とした。

(5) 自転車利用の現状と課題

「区内には、14箇所の鉄道の駅があり、そのうち13箇所で放置規制(禁止)区域を指定し、平成14年5月から同区域において連日撤去を行っており、放置自転車の解消に大きく貢献している。」と放置自転車対策が進展しているという評価をした。

(6) 公共自転車駐車場の整備

「自転車駐車場が整備されていない新中野駅周辺について、重点的に自転車駐車場を整備」することとした。また、効率的な自転車駐車場運営を心がけ、自転車駐車場収容率を向上させることとし、目標を前期 90%、後期 93%とした。

自転車駐車場収容率・・・自転車駐車場収容台数 / (自転車駐車場収容台数 + 放置自転車)

(7) 鉄道事業者の取り組み

区は鉄道事業者に対して、費用負担を含めた自転車法第 5 条第 2 項に基づく積極的な協力を求めることとし、この協力のあり方については、鉄道事業者の合意は得られていないが、中野区自転車等駐車対策協議会答申の趣旨を踏まえ、鉄道事業者と協議の場を設け、継続して協議を行っていくこととした。

協力・検討の内容は 2 月 28 日時点のもの。現在も鉄道事業者と協議中である。

(8) 買い物客用駐車場の整備

「条例にもとづく附置義務の対象・設置方法等を再検討し、適正な自転車駐車場の確保に努める。」こととした。

(9) 自転車走行環境の整備

区は、道路管理者と交通管理者の協力を得て自転車の走行環境を向上するため、自転車走行レーン等の整備を検討するとともに、改正道路法施行令の趣旨を踏まえ、通行等の妨げにならない範囲で歩道上の自転車駐車場の設置にも努めることとした。

(10) 放置規制の推進

放置自転車の撤去業務の効率化のため、総合案内窓口を設置し、放置自転車率の目標を前期 10%、後期 7%とした。

放置自転車率・・・放置自転車 / (放置自転車 + 自転車駐車場収容台数)

(11) 自転車利用者へのルール・マナーの普及啓発

自転車の安全利用に関する教育を充実する観点から、中野区内の小学校の半数以上が警察署とタイアップして講習会を実施し、児童に受講証の交付を行っているが、児童を通して交通安全の意識が広く浸透していくことを期待して、警察署と連携して更に充実をしていくこととした。

(12) レンタサイクルの活用の可能性の検討

他区が現在実施しているレンタサイクルの利用実態を精査するとともに、民間事業者の参入動向、自転車販売店の参加協力の可能性等について、検討を行うこととした。

3 今後の予定

4 月	素案について意見交換会
6 月	計画(案)策定、計画(案)について議会報告
6 月～7 月	パブリック・コメント実施
7 月	計画策定

中野区自転車利用総合計画 (素案)

中　野　区

目次

第1章 はじめに	1
【1】計画の目的	1
【2】計画の性格	1
【3】計画の期間	1
【4】計画の対象区域	1
【5】計画の実施主体	1
第2章 自転車利用の現状と課題	3
【1】自転車利用の現状	3
1. 自転車は身近な交通手段	3
2. 公共交通と自転車利用	3
【2】自転車利用の課題	3
1. 放置自転車について	3
2. 放置自転車の撤去について	4
3. 自転車駐車場の整備・運営について	4
(1)自転車駐車場の整備等(平成14年度以降)	5
(2)自転車駐車場の利用率	5
4. 街頭での放置防止指導・啓発活動について	6
(1)自転車整理員による指導	6
(2)放置自転車防止活動支援(クリーン作戦)	6
(3)駅前放置自転車クリーンキャンペーン	6
5. 民間自転車駐車場について	7
(1)自転車駐車場設置(附置)義務	7
(2)民営自転車駐車場	7
6. 自転車対策事業の費用について	8
(1)自転車駐車場の運営	8
(2)利用料収入等	9
(3)自転車撤去	9
(4)自転車駐車場内の放置自転車の移送	9
(5)撤去自転車の処分	10
(6)費用負担について	10
第3章 計画の基本的理念	11
【1】基本的理念	11
【2】基本方針	11
1. 自転車利用の環境整備	11
2. 自転車利用の適正化	11
第4章 施策の体系及び内容	12
【1】施策の体系	12
【2】施策の内容	12
1. 自転車利用の環境整備	12
(1)自転車駐車場の整備	12
(2)鉄道事業者の積極的な協力	15
(3)買い物客用駐車場の整備	17
(4)自転車走行環境の整備	19
2. 自転車利用の適正化	20
(1)放置規制の推進	20
(2)啓発活動の推進	22
(3)交通安全教育の推進	23
(4)自転車利用者へのルール・マナーの普及啓発	24
(5)レンタサイクルの活用の可能性の検討	25

駅別施策のメニュー	27
中野駅	28
東中野駅	30
鷺ノ宮駅	32
都立家政駅	34
野方駅	36
沼袋駅	38
新井薬師前駅	40
富士見台駅	42
中野坂上駅	44
新中野駅	46
中野新橋駅	48
中野富士見町	50
落合駅	52
新江古田駅	54

第1章 はじめに

【1】計画の目的

環境にやさしく区民に最も身近な交通手段である自転車を、都市における主要な交通手段のひとつとして位置づけ、駐車場施設や走行環境の整備を行うとともに、利用者の交通ルールの遵守・マナーの向上を図り、放置自転車のない、歩行者に安全なまちをつくることを目的とします。

【2】計画の性格

この計画は、「自転車法」第7条第1項に定める「自転車等の駐車対策に関する総合計画」であり、平成9年12月策定の「中野区自転車駐車対策総合計画」の後継の計画です。また、中野区基本構想、中野区都市計画マスターplan、中野区交通バリアフリー整備構想、中野区交通安全計画等の上位・関連計画等との整合・連携を確保しながら、単に自転車等の駐輪対策にとどまらず、その利用に関する総合的な施策の指針を示します。

【3】計画の期間

平成19年度（2007年度）から平成28年度（2016年度）までの10年間とします。なお、計画策定後の状況の変化等を踏まえて、概ね5年を目途に計画の見直しをするものとします。

【4】計画の対象区域

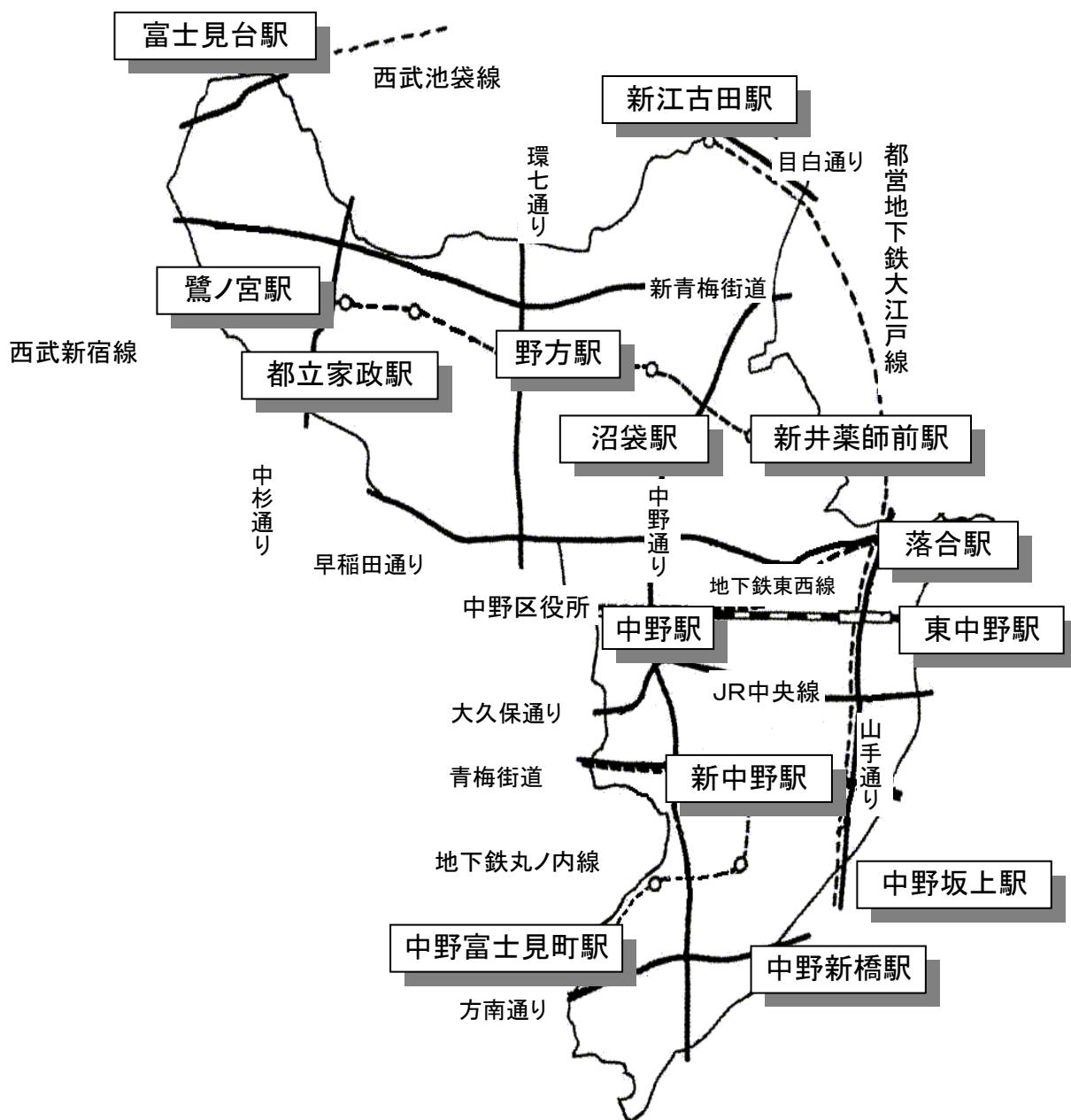
この計画の対象となる区域は、中野区全域とします。

なお、区内鉄道駅（富士見台駅を含む）周辺については、特に自転車の適正利用および駐車場などの施設整備を進める上で重点的に対策を講じる地域とします。 図1のとおり。

【5】計画の実施主体

区だけでは、上記の目的を達成することはできません。区、道路管理者、事業者、利用者等自転車に関わる者が、それぞれの役割に応じた責務を果たしていく必要があります。このことから、施策の実施主体は、区は当然のこととして、地域に関わるすべての区民や事業者とします。それぞれの立場で積極的に行動しましょう。

図 1 鉄道駅周辺区域



第2章 自転車利用の現状と課題

【1】自転車利用の現状

1. 自転車は身近な交通手段

自転車の利用形態は、通勤・通学目的を主体とした駅アクセス交通と、買い物等を目的とした交通に大別できます。

都市交通の中で自転車をどのように位置づけるかですが、放置自転車等の観点からは、利用を抑制的に考え、環境重視の観点からは、利用を積極的に推進することが求められています。

2. 公共交通と自転車利用

中野区内の公共交通は、鉄道については、都営大江戸線を除き、JR 中央線、西武新宿線、東京メトロ丸ノ内線、同東西線がおおむね等間隔で区内を東西方向に横断する形で配置されています。

一方、バス交通については、南北方向を主体とした路線となっていますが、バスが走行する幹線道路は、朝夕の時間帯を中心に恒常的な渋滞が発生しているため定時性の確保が難しくなり、これがバス離れの原因のひとつとなっています。

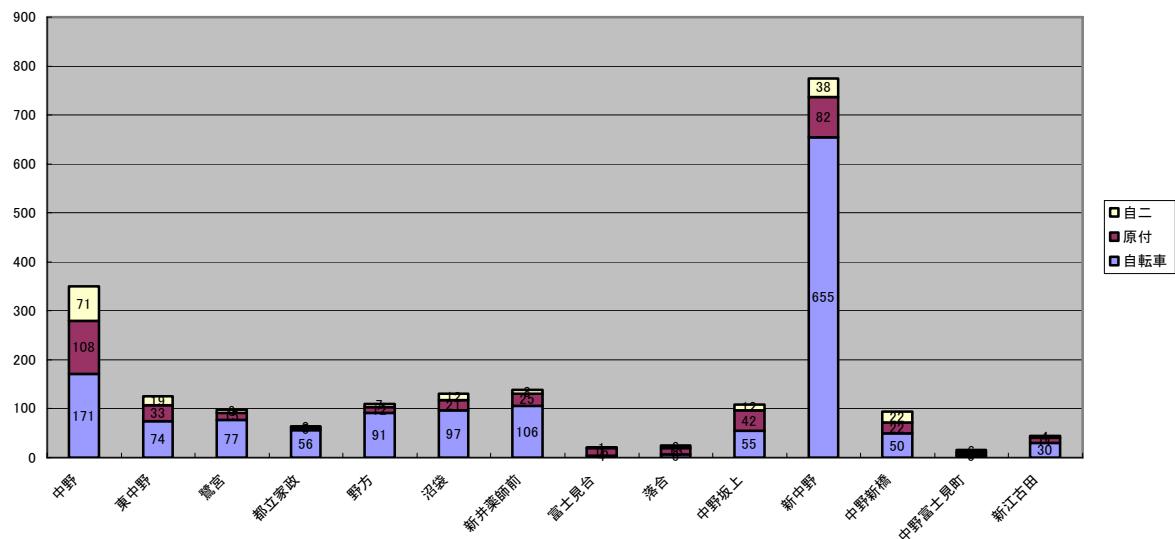
こうした背景もあり、駅に向かう交通手段としての自転車利用が高まり、徒歩やバスなど他の交通手段との関係や、自転車駐車場の需給関係との間に不均衡が生じています。

【2】自転車利用の課題

1. 放置自転車について

区内には、14箇所の鉄道の駅があり、そのうち13箇所で放置規制（禁止）区域の指定をしており、平成14年5月から放置規制（禁止）区域において、連日撤去を行うことにより、放置自転車の解消に大きく貢献しています。

表1 中野区内各駅放置自転車数 平成18年10月 調査

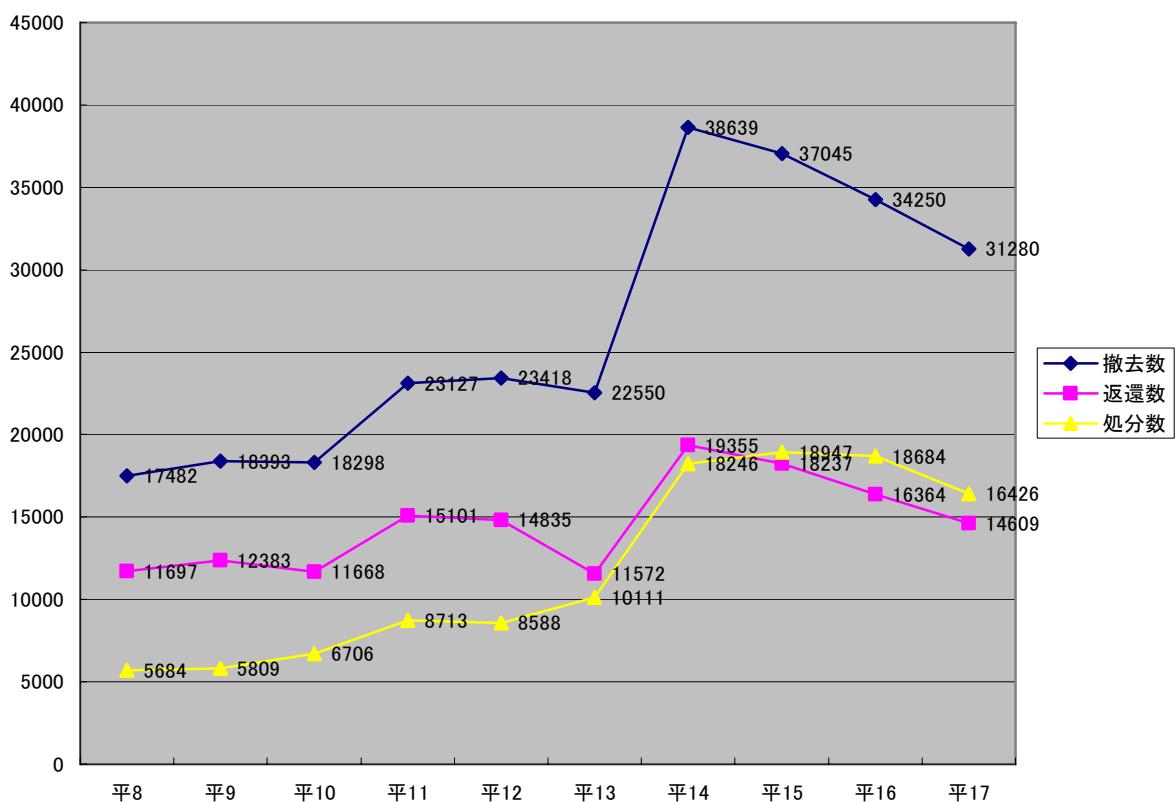


調査時には、新井薬師前駅は、放置規制(禁止)区域ではなかった。(規制は、平成 19 年 1 月から)

2. 放置自転車の撤去について

- 平成 14 年 5 月から連日撤去を行っています。
- 放置自転車の撤去は原則として次のような区分で行います。
- ◆即時撤去…規制区域内の撤去（中野区自転車等放置防止条例第 24 条）
 - ◆臨時撤去…規制区域外で大量の放置により危険な状態又は危険な状態になる恐れが大きいと認められるときの撤去（第 25 条第 1 項 1 号、2 号）
 - ◆長期撤去…継続して 7 日以上放置されている自転車の撤去（同条第 1 項 3 号）
 - ◆道路上のごみ状自転車の撤去…道路管理者が処理
 - ◆ごみ集積所に放置されたごみ状自転車…清掃事務所が処理
 - ◆私道・民有地・公共用地の放置自転車…それぞれの管理者や所有者が処理

表 2 撤去台数等の推移



3. 自転車駐車場の整備・運営について

24箇所の自転車駐車場(整理区画を含む)を運営しており、放置自転車の解消に役立っています。しかし、東京メトロ新中野駅周辺にはないので、整備の必要があります。

(1) 自転車駐車場の整備等(平成 14 年度以降)

- 平 14. 10. 1 東中野第二 (130 台) …山手通り (環六) 拡幅に伴い廃止 (130 台減)
 平 15. 4. 1 中野駅北口中央(3550 台)…中野駅北口広場拡張(365 台増)
 平 15. 4. 1 沼袋地下(470 台)…仮設保管場所設置に伴う駐車スペース減 (280 台減)
 平 15. 4. 1 東中野第一 (206 台) …山手通り (環六) 拡幅に伴い廃止 (206 台減)
 平 16. 4. 1 中野駅北口中央 (3580 台) …南西部部分拡張 (30 台増)
 平 16. 4. 1 落合整理区画 (120 台) …新設
 平 16. 7. 1 東中野東整理区画 (34 台) …新設
 平 16. 10. 1 中野駅北口中央 (3680 台) …拡張 (100 台増)
 平 17. 1. 1 沼袋南整理区画 (250 台) …利用形態の変更 (無料指定箇所から)
 平 17. 1. 1 野方東整理区画 (570 台) …利用形態の変更 (無料指定箇所から)
 平 17. 1. 1 沼袋第一 (18 台) …新設 (無料置場→有料制) バイク置場あり (14 台)
 平 17. 1. 1 野方第一 (140 台) …新設 (無料置場→有料制)
 平 17. 4. 1 野方第二 (260 台) …利用形態の変更 (登録制→有料制)
 平 17. 5. 1 中野南 (1300 台) …利用形態の変更 (自転車 100 台減、
 バイク置場 50 台再設置)
 平 17. 5. 1 鷺宮南 (1356 台) …利用形態の変更 (自転車 100 台減、
 バイク置場 50 台再設置)
 平 17. 10. 1 中野駅北口中央 (3780 台) …拡張 (100 台増)
 平 17. 10. 1 中野新橋駅 (250 台) …新設 (仮設置場から)
 平 17. 11. 1 落合整理区画 (40 台) …歩道部分拡張
 平 18. 5. 1 新井薬師北 (100 台) …新設
 平 18. 12. 1 新井薬師南 (70 台) …新設

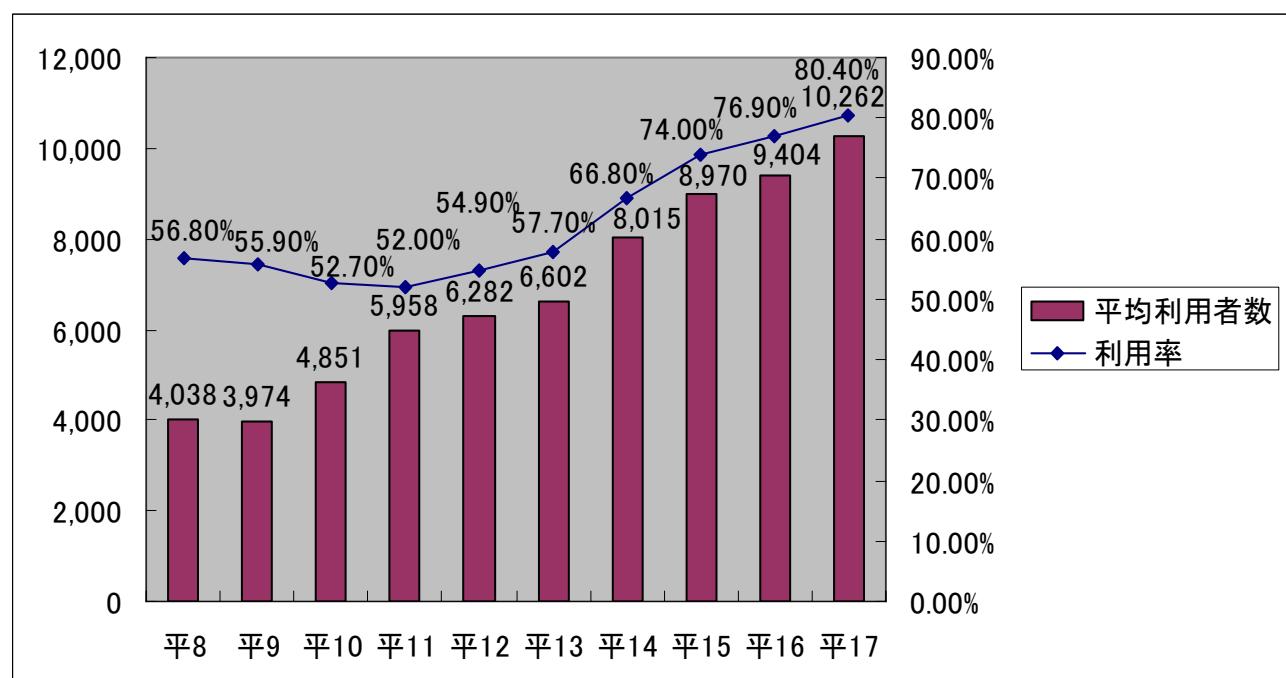
(2) 自転車駐車場の利用率

連日撤去を行うようになった平成 14 年以降着実に利用率が増えていきます。

①有料制自転車駐車場の利用率

平成 17 年度の利用率は、平均 80% でしたが、鷺宮北など 100% を超える駐車場もあります。

表3 有料制自転車駐車場の 1 日平均利用者数及び利用率



②登録制自転車駐車場の利用率

平成 17 年度（2 か所（新江古田、中野富士見町））の平均利用率は、111% でした。

※平成 16 年度利用率：野方第二 110%、新江古田 147%、中野富士見町 139%

③自転車等駐車整理区画の利用率

平成 17 年度（落合、東中野東、野方東、沼袋南）の平均利用率は、85% となっています。

4. 街頭での放置防止指導・啓発活動について

自転車放置防止指導員による指導、放置自転車防止活動支援（クリーン作戦）、駅前放置自転車クリーンキャンペーンは、一定の成果を上げています。

（1）自転車整理員による指導

撤去については、自転車整理員（シルバー人材センター等）が放置自転車に警告書を貼り付け、一定時間を経過したものを撤去しています。自転車整理員（平成 17 年度）は、区内 14 駅周辺全体で約 60 人配置されていました。

（2）放置自転車防止活動支援（クリーン作戦）

区では、町会・自治会、商店会等の地域団体や住民団体などが行う自転車放置防止活動を支援しており、現在は 5～7 地域で活動を行っています（南中野、東部、鍋横、桃園、昭和、上高田、野方）。

区は、地域団体が集めたごみ状自転車の処分等の支援（トラックの借上げと処分）を行っています。

表 4 クリーン作戦実施結果

年度	実 施 地 域 （実 施 日）	処分台数
平 11	南中野(6/13)、上高田(6/27)、東部(11/24)、野方(12/2)、昭和(12/7)、鍋横(3/12)、桃園(3/10)	1227 台
平 12	南中野(6/18)、上高田(7/2)、東部(11/22)、野方(12/6)、昭和(12/5)、鍋横(3/11)、桃園(3/9)	1314 台
平 13	上高田(7/4)、昭和(10/16)、東部(11/21)、野方(12/6)、鍋横(12/16)、桃園(3/9)	1093 台
平 14	南中野(6/16)、上高田(7/16)、昭和(10/16)、東部(11/20)、鍋横(12/1)、野方(12/5)、桃園(3/7)	1409 台
平 15	上高田(7/6)、昭和(10/15)、東部(11/20)、鍋横(11/30)、野方(12/3)、桃園(3/5)	841 台
平 16	南中野(5/16)、上高田(7/4)、昭和(10/15)、野方(11/17)、東部(11/18)、鍋横(11/28)、桃園中止	985 台
平 17	上高田(7/10)、昭和(10/14)、東部(11/18)、鍋横(11/27)、野方(11/29)、桃園中止	756 台

（3）駅前放置自転車クリーンキャンペーン

昭和 59（1984）年から毎年、都内全域で都・区市町村・警視庁などが実施。昭和 60 年からは首都圏（埼玉県、千葉県、神奈川県も参加）で実施。

平成 8 年以降は 10 月 22 日～10 月 31 日の期間で実施。中野区では、町会や商店会、鉄道事業者などと連携して実施しています。

表5 クリーンキャンペーン実施場所等

年	実施駅	実施日	撤去台数	参加人員
				(括弧内は町会・自治会・商店会の内数)
平成8	都立家政	10/2、9	138台	68人(19人)
	東中野	10/29	251台	91人(29人)
平成9	新井薬師前	10/24	170台	81人(38人)
平成10	新江古田	10/2	32台	38人(13人)
	都立家政	10/8	169台	39人(13人)
平成11	中野	10/27	575台	108人(69人)
平成12	中野	10/26	622台	148人(72人)
平成13	中野	10/29	422台	27人(3人)
	沼袋	10/23	80台	76人(53人)
平成14	中野	10/28	117台	47人(1人)
	東中野	10/24	163台	83人(46人)
平成15	中野	10/29	56台	39人(1人)
	沼袋	10/28	24台	70人(40人)
平成16	中野	10/28	40台	29人(1人)
	野方	10/22	54台	64人(40人)
平成17	中野	10/28	36台	22人(1人)
	中野新橋	10/25	25台	37人(20人)
平成18	中野	10/27	36台	23人(1人)
	新井薬師前	10/24	62台	64人(52人)

5. 民間自転車駐車場について

放置規制（禁止）区域周辺で、民営自転車駐車場を新設する事例（中野坂上駅2件）も見られ、放置自転車の撤去による新たなビジネスチャンスが生まれています。

（1）自転車駐車場設置（附置）義務

自転車法第5条第4項及び中野区自転車等放置防止条例第11条に基づき、商業地域及び近隣商業地域に建設する一定規模以上の百貨店・スーパー等の小売店、金融機関、パチンコ屋等の遊技場、スポーツ・文化施設などに自転車駐車場の設置を義務づけており、指導、届け出等の事務を行っています。小売店・飲食店の場合は、店舗面積400m²以上が対象で、20m²に1台の割合で設置しなければならないとされています。

平成元年から18年3月までに、27件2,248台分が整備（検査済）されています。

（2）民営自転車駐車場

①現状

中野区内の民営自転車駐車場については、現在6か所把握されています。富士見台駅2か所（約400台）、鷺ノ宮駅北口（350台…西武鉄道が設置）、新井薬師前駅（約30台）、中野坂上駅2か所（約180台）。

②中野区民営自転車駐車場設置費補助制度

- ・根拠法規…中野区自転車等放置防止条例第35条、中野区民営自転車駐車

場設置費補助要綱

- ・補助対象…おおむね 50 台以上の自転車駐車場を対象に、その建設費を補助（基準額の 1/2）するものです。

平成元年 12 月に制度を創設し、現在までに 2 件の実績がありました（1 件廃止しています。）。

③課題

- ・最近、民営自転車駐車場を専門とする業者が現れていますが、動向が注目されています。なお、民営自転車駐車場の経営が成り立つためには、行政が放置自転車の撤去を強力に推進していくことが必要です。

6. 自転車対策事業の費用について

中野区の自転車対策に要する経費は、平成 17 年度決算で歳出約 3 億 7700 万円、歳入 3 億 3700 万円でした。（平成 13 年度決算では、歳出約 2 億 7600 万円、歳入 1 億 5900 万円）。

（1）自転車駐車場の運営

自転車駐車場の運営は、業者委託しています。委託業者の従事者は、シルバーが 50 人程度、その他が 30 人程度です。

①有料制自転車駐車場（平成 17 年度）

シルバー人材センター…中野駅北口中央、中野駅北口西、鷺宮南、鷺宮東、都立家政北、都立家政南、野方第二、中野新橋駅、野方第一、沼袋第一、沼袋第二

警備会社等…東中野駅、東中野南、中野坂上駅、中野南、沼袋地下、鷺宮北

②登録制自転車駐車場・整理区画

委託先は、シルバー人材センターであり、平成 17 年度は 2 か所（新江古田、中野富士見町）を委託しています。

③夜間警備業務委託

中野駅北口中央自転車駐車場及び地下自転車駐車場（東中野駅、中野坂上駅、沼袋地下）については、有人夜間警備を警備会社に委託しています。

(2) 利用料収入等

表7　自転車駐車場利用料・手数料（登録手数料・整理手数料）収入



(3) 自転車撤去

撤去作業は、民間業者からトラック（各車両とも「運転手1人・作業員2人」の体制）を借上げ、区職員の指示に基づき作業員が撤去・積込み作業を行い、保管場所に搬入しています。

なお、平成14・15・16年度については、東京都の緊急地域雇用対策事業補助金を活用して、上記のトラックとは別に放置防止指導員の配置（主に中野駅）及びトラックの連日の供給を行いました。この緊急地域雇用対策は警備会社に委託し、保管場所を含めて30人程度を雇用していましたが、16年度で事業終了しました。

(4) 自転車駐車場内の放置自転車の移送

自転車駐車場内の長期放置や無断利用等の不正利用に対しては、注意札を貼り、適正利用を呼びかけています。また、再三の警告に従わない無断利用に対して施錠等を実施しています。

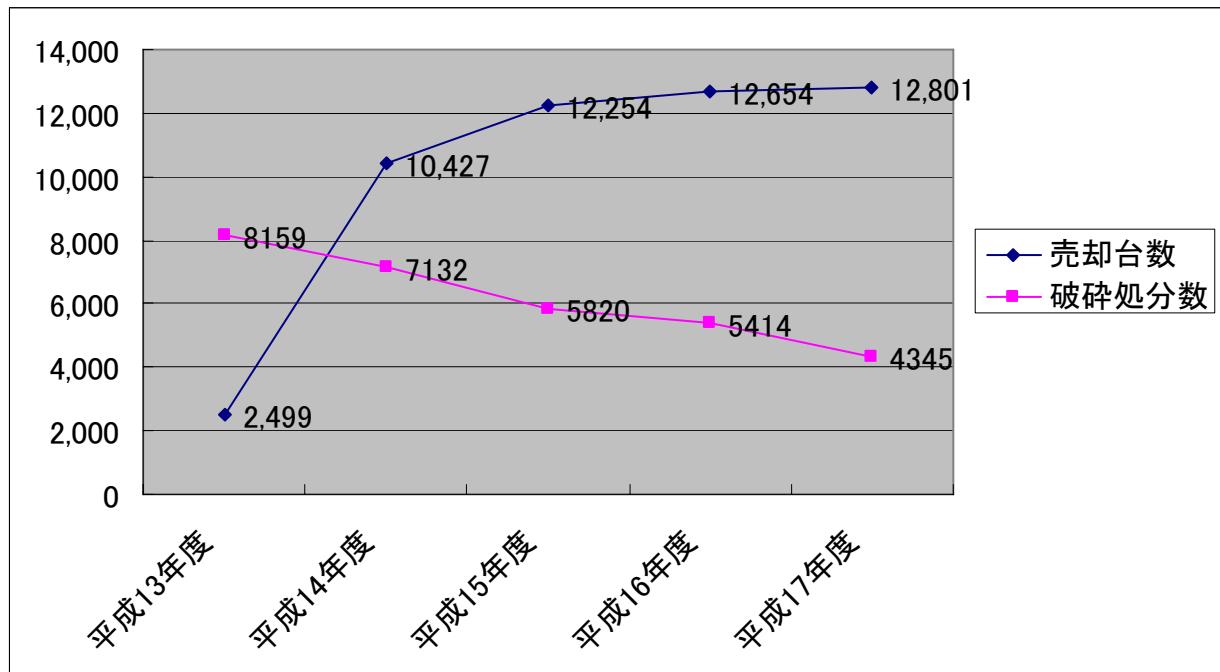
なお、自転車駐車場内の長期放置自転車については、保管場所に移送を行っており、平成17年度は、有料制自転車駐車場で510台、登録制で15台、無料制で49台（無料制は平成17年9月末まで）、整理区画278台の合計852台を移送・保管しました。

(5) 撤去自転車の処分

引き取りのない自転車で保管期間を過ぎたものについては、原則として廃棄物処理業者に委託して廃棄処分しています（自転車法第6条第3項）。平成17年度は、1台310円。

平成13年10月からは、リサイクル推進と処分経費の節減を目的に古物商（八王子市）への売却を開始しました。平成13年度は1台20円で2499台売却した。14年度は50円で売却しましたが、平成14年12月からは、新たに埼玉県内の古物商に対しても1台100円で売却を始めました。平成17年度は、1台120円。

表6 撤去自転車処分台数



(6) 費用負担について

中野区の自転車対策事業は、放置自転車撤去と自転車駐車場運営の大きな柱から成り立っています。放置自転車撤去については、原因者負担として所有者から自転車返還手数料500円を徴収し、自転車駐車場利用者には利用料を負担していただいています。

第3章 計画の基本的理念

【1】 基本的理念

自転車は都市における主要な交通手段で、利用者がルールとマナーを守り利用すべき交通手段であり、自転車に関わる者がそれぞれの役割に応じた責務を果たしていくものとします。

【2】 基本方針

1. 自転車利用の環境整備

区・道路管理者・鉄道事業者等の協力によりすべての鉄道駅周辺に、自転車駐車場の適正な整備を行います。

また、商店街は、買い物客用の駐車場の設置に努めることとし、区は駐輪需要に応えるため、民間事業者が行う自転車等駐車対策関連事業の支援を行います。

さらに、条例にもとづく附置義務の対象・設置方法等を再検討し、適正な自転車駐車場の確保に努めます。

加えて、自転車の走行環境を向上するため、自転車走行レーン等の整備に努めるとともに、改正道路法施行令の趣旨を踏まえ、通行等の妨げにならない範囲で歩道上の自転車駐車場の設置にも努めます。

2. 自転車利用の適正化

すべての鉄道駅周辺について、自転車駐車場の整備に併せて放置規制（禁止）区域を設定します。さらに、自転車駐車場の利用状況に応じて、利用登録や利用料金の見直し等を行い、自転車駐車場への利用誘導や適正な運営に努めます。

保管場所の撤去保管に要する経費は常に検証するとともにその節減に努め、適正な費用の負担を放置者に求めていきます。

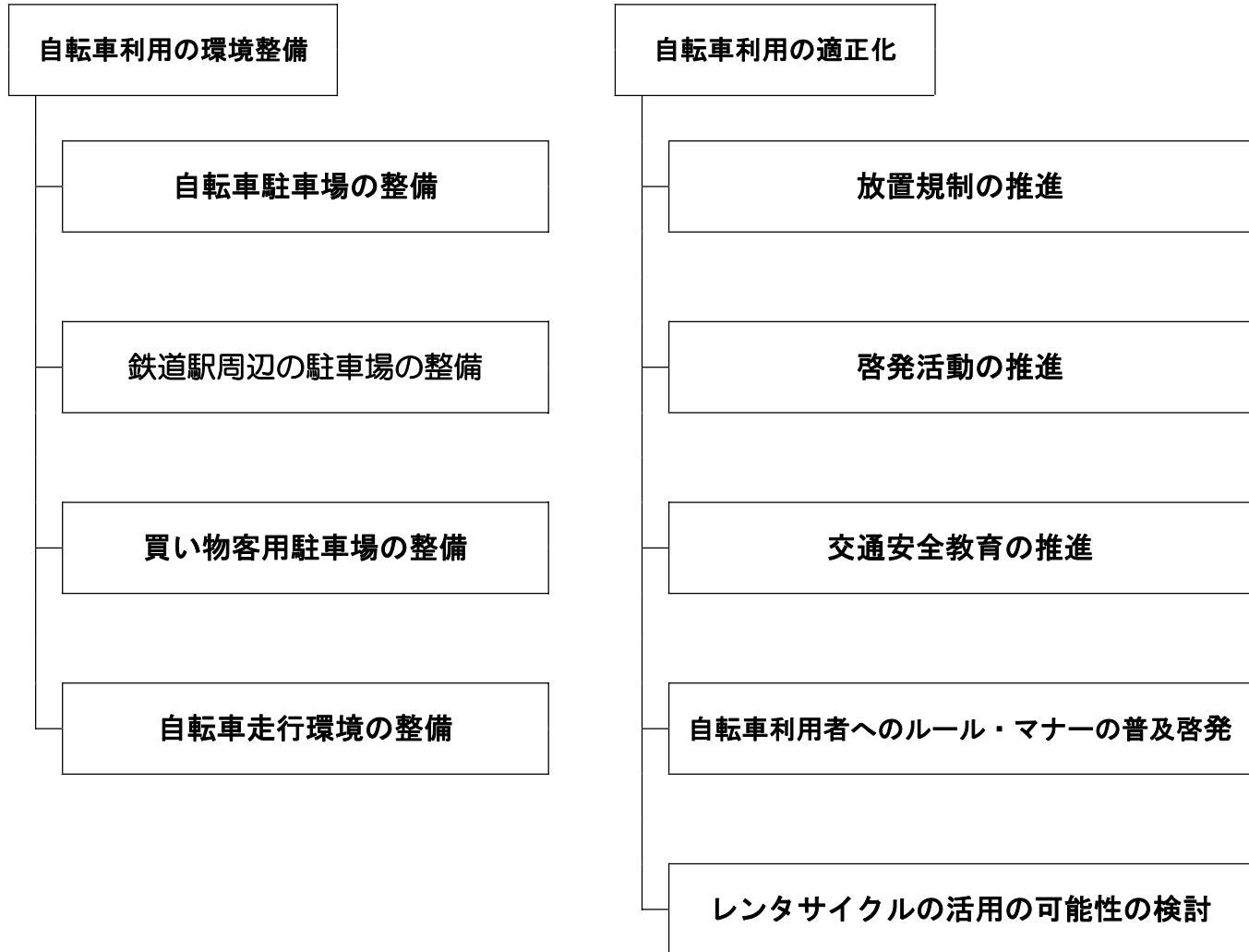
適切な自転車利用を促すため、利用者の責務を明確にするとともに、家庭や学校等の教育機関でのマナー啓発や指導の充実を図ります。

また、駅周辺など特に乗入れが多い地域については、至近距離での利用自粛や自転車に代わりうるバス等の他の交通手段の利用環境の向上にも努めるとともに、レンタサイクルの活用の可能性についても検討を行っていきます。

第4章 施策の体系及び内容

【1】施策の体系

図2



【2】施策の内容

1. 自転車利用の環境整備

(1) 自転車駐車場の整備

区は自転車駐車場の整備をはじめ駐車環境の向上に努めます。

[施策の方向]

区・道路管理者・鉄道事業者等の協力によりすべての鉄道駅周辺に、自転車駐車場の適正な整備を行います。

[施策の内容]

①公共駐車場の整備

- ・自転車駐車場が整備されていない新中野駅周辺について、重点的に自転車駐車場を整備します。
- ・効率的な自転車駐車場運営を心がけ、自転車駐車場収容率^{*1}を向上させます。
- ・現在の駐車場の収容台数を増します。
- ・わかりやすい案内板、誘導サインの整備をするとともに、バリアフリーの観点から、ハンディキャップを持った人々に出入り口付近や低層部の優先的利用などの配慮をし、ラックの操作性の向上や車路幅の拡大などの整備を行います。
- ・短時間無料駐車の検討をします。

②国、都の補助制度の積極的活用

駐車場整備を行うにあたり、街路事業（国）、特定交通安全施設等整備事業（国）、東京都自転車駐車場設置費補助事業などの国、都の補助制度を積極的に活用します。

③鉄道事業者との協議の継続

各駅の実態に即して、自転車法及び運輸省（現国土交通省）の通達に基づき、自転車駐車場の整備について区と鉄道事業者との協議を継続します。

④道路管理者との協議

区は、東京都（道路管理者）の協力を得て放置自転車対策に取り組みます。

[事業計画]

施策名	前期 平成 19(2007) 年度～ 平成 23(2011) 年度	後期 平成 24(2012) 年度～ 平成 28(2016) 年度
公共自転車駐車場の整備	<ul style="list-style-type: none">○駐車場の整備をします。 新中野駅（450台）○自転車駐車場収容率を向上させます。 収容率 90% 収容率 93%○現在の駐車場の収容台数の増加を図ります。○障害者、高齢者に利用しやすい駐車場を整備します。○短時間無料駐車を検討します。	
国、都の補助制度の積極的活用	<ul style="list-style-type: none">○補助制度を積極的に活用して、区の負担を減らします。	
鉄道事業者との協議の継続	<ul style="list-style-type: none">○駐車場整備に係る協議を継続します。	
道路管理者との協議	<ul style="list-style-type: none">○駐車場整備に係る協議を継続します。	

*1 自転車駐車場収容率・・・自転車駐車場収容台数 / (自転車駐車場収容台数 + 放置自転車)

自転車駐車場の利用

1. 有料制自転車駐車場

○定期利用

「定期利用」は、通勤・通学に自転車を利用する方が対象です。住所と通勤先または通学先が駅から 500 メートル以上離れていることを要件として、登録手続きが必要です。

手続きは、各駐車場で毎月 20 日より翌月の 5 日まで行っています。

また、有料制の「定期利用」は、1か月と3か月があり、利用料金は、駐車場ごとに異なります。

○一日利用

「一日利用」は、一日 100 円でどなたでも自由に利用できます。

2. 登録制自転車駐車場・自転車等駐車整理区画

登録制・整理区画は、年度単位(4月1日～翌年3月31日)で利用できる駐車場で、通勤・通学に自転車を利用する方を対象に設置しています。住所と通勤先または通学先が駅から 500 メートル以上離れていることを要件として、登録手続きと登録料が必要です。

登録した方でなければ自転車を置くことができません。

登録者の募集は、毎年 1 月下旬の区報などでお知らせし、自転車対策担当で受け付けています。

3. 利用料・登録料の免除

有料制定期利用料と登録料及び整理区画の手数料は、以下の方々が一定の要件の下で全額免除になる場合があります。

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている方の次の障害のある方
 - 下肢もしくは体幹機能の障害
 - 移動機能の障害
 - 心臓・肝臓・呼吸器・ぼうこう・直腸の機能の障害
- (2) 生活保護法による次の扶助を受けている方
 - 生活扶助
 - 障害扶助
 - 住宅扶助
 - 医療扶助
 - 生業扶助
- (3) 児童扶養手法により児童扶養手当を受けている方。その方が扶養する児童
- (4) 国民年金法により遺族年金を受けている方。その方が扶養する児童

(2) 鉄道駅周辺の駐車場の整備

[施策の方向]

区は鉄道事業者に対して、費用負担を含めた自転車法第5条第2項に基づく積極的な協力を求めます。

なお、この協力のあり方については、鉄道事業者の合意は得られていませんが、中野区自転車等駐車対策協議会答申の「区は、自転車駐車場の整備のため、さらに鉄道事業者と協議し、対策の実効性を上げるために次の段階へ進むことを検討すべきである。」との趣旨を踏まえ、鉄道事業者と協議の場を設け、継続して協議を行っていきます。

[施策の内容]

- ①鉄道用地を自転車駐車場用地として提供することを鉄道事業者に求めます。
- ②区が設置する自転車駐車場に積極的な協力を鉄道事業者に求めます。
- ③鉄道事業者と継続して協議の場を設けます。

[事業計画]

施策名	前期 平成 19(2007) 年度～ 平成 23(2011) 年度	後期 平成 24(2012) 年度～ 平成 28(2016) 年度
自転車駐車場用地の提供	○中野駅北口自転車駐車場の拡充について、鉄道事業者に用地の提供についての協力を求めます。 ○中野駅南口地区のまちづくり進展にあわせ、自転車駐車場設置への協力を求めます。 ○東中野駅周辺整備に併せて、駅前広場の整備の中で自転車駐車場整備に要する用地の提供についての協力を求めます。	〈東日本旅客鉄道(株)〉 ○鷺ノ宮駅に西武鉄道(株)が設置している自転車駐車場について、収容台数の拡充を求める。 ○新井薬師前駅ホーム南側について自転車駐車場用地として提供を求める。
鉄道事業者と協議の継続	○新中野駅周辺に、区が設置を検討している自転車駐車場に対して、積極的な協力を求めます。	○鉄道事業者と継続して協議の場を設けます。

鉄道事業者の講ずる措置

(協力・検討内容)

事業者	駅名	協力内容
東日本旅客鉄道(株)	中野駅	中野駅北口自転車駐車場の拡充について、用地の提供についての協力を検討する。 中野駅南口地区のまちづくり進展にあわせ、自転車駐車場設置への協力を検討する。
	東中野駅	東中野駅周辺整備にあわせて、駅前広場の整備の中で自転車駐車場整備に要する用地の提供についての協力を検討する。
西武鉄道(株)	鷺ノ宮駅	西武新宿線沿線まちづくりの整備計画にあわせて区の自転車整備計画に協力する。また、駅の実情に合わせて、別途具体的に協議する。
	都立家政駅	
	沼袋駅	新井薬師前駅ホーム南側を候補として自転車駐車場用地提供の協力について検討する。
東京地下鉄(株)	中野富士見町駅	駅南側敷地の一部を自転車駐車場用地として区に提供しているが、継続して提供する。
	新中野駅	新中野駅周辺に、区が設置を検討している自転車駐車場に対して、協力を検討する。

※ 協力・検討の内容は2月28日時点のもの。現在も鉄道事業者と協議中である。

(3) 買い物客用駐車場の整備

[施策の方向]

区は、商店街に対して、買い物客用の駐車場の設置に努めることを呼びかけます。また、区は駐輪需要に応えるため、民間事業者が行う自転車等駐車対策関連事業の支援をします。

区は、条例にもとづく附置義務の対象・設置方法等を再検討し、適正な自転車駐車場の確保に努めます。

[施策の内容]

①買い物客用駐車スペースを確保

商店街等による買い物目的等の自転車利用者のための駐車スペースを確保することを呼びかけます。

②商店街等による秩序ある駐車の誘導

買い物利用者の駐車した自転車の整理活動を実施し、加えて、買い物利用者に対する秩序ある駐車を促進する啓発活動を実施します。

③附置義務制度の強化

自転車駐車場附置義務の対象となる施設及び規模を見直します。

また、附置義務条例制定以前に立地している既存施設等に地域の実情に合わせ、現行基準に準じた自転車駐車場設置の協力義務を検討します。

[事業計画]

施策名	前期 平成 19(2007)年度～ 平成 23(2011)年度	後期 平成 24(2012)年度～ 平成 28(2016)年度
買い物客用駐車スペースを確保	○商店街等による買い物目的等の自転車利用者のための駐車スペースを呼びかけます。	
商店街等による秩序ある駐車の誘導	○商店街等による買い物目的等の自転車利用者のために自転車の整理・誘導等を行います。	
附置義務制度の強化	○対象施設を拡大し、実効性を高めます。 ○条例施行以前の既存施設について、協力義務を設けます。	

自転車駐車場設置義務制度に基づく設置義務

中野区では、道路などの公共の場所における自転車等の放置を防止し、安全で良好な都市環境をつくるために、中野区自転車等放置防止条例（以下「条例」）を制定しています。都市計画法で定める用途地域のうち**商業地域と近隣商業地域**に一定規模以上の新築または増築する場合、施設の種類によって、自転車駐車場を設置する義務が生じます。（設置義務）

【規 模 算 出 表】

施設の用途	施設の規模	自転車駐車場の規模
1. 百貨店、スーパー・マーケット、その他のお小売店及び飲食店	店舗面積が 400 m ² 以上のもの	店舗面積 20 m ² ごとに 1 台
2. 銀行、信用金庫その他の金融機関	店舗面積が 500 m ² 以上のもの	店舗面積 25 m ² ごとに 1 台
3. パチンコ店、ゲームセンター その他の遊技場	店舗面積が 300 m ² 以上のもの	店舗面積 15 m ² ごとに 1 台
4. スポーツ、体育、健康の増進を目的とする施設	運動場面積が 500 m ² 以上のもの	運動場面積 25 m ² ごとに 1 台
5. 学習、教養、趣味等の教授を目的とする施設	教室面積が 300 m ² 以上のもの	教室面積 15 m ² ごとに 1 台

● 設置義務に該当しない場合

この要件に該当しない場合は、届出の必要はありませんが、想定される自転車利用台数分の駐車場の設置が必要です。

条例第8条には、「**施設設置者の責務**」として“施設利用者のために、必要かつ十分な広さの自転車駐車場を設置するよう努めねばならない。”また、“自転車整理員の配置などの方法により、その施設における駐車自転車等の整理及びその施設の周辺における自転車等の放置防止に努めねばならない。”と規定しています。

このように、設置義務に該当しない用途地域や施設、また設置義務に満たない施設規模であっても集客量に見合った自転車駐車場が必要です。

(4) 自転車走行環境の整備

[施策の方向]

区は、道路管理者と交通管理者の協力を得て自転車の走行環境を向上するため、自転車走行レーン等の整備を検討するとともに、改正道路法施行令の趣旨を踏まえ、通行等の妨げにならない範囲で歩道上の自転車駐車場の設置も検討します。

[施策の内容]

①自転車走行レーン等の整備

自転車が歩道通行可とされている道路について、自転車利用者のマナーに対する苦情が多いことから、車道上の自転車走行レーンの整備を検討します。

②自転車の歩道通行の検証・見直し

交通管理者は、道路管理者等の協力を得ながら、歩道通行可とされている道路につき、自転車走行の現状を把握・検証し、適正な指定および見直しを検討します。

③歩道上の自転車駐車場の設置

改正道路施行令の趣旨を受け、街路整備等に併せて、区は道路管理者の協力を得て歩道上に自転車駐車場の設置を検討します。

[事業計画]

施策名	前期 平成 19(2007)年度～ 平成 23(2011)年度	後期 平成 24(2012)年度～ 平成 28(2016)年度
自転車走行レーン等の整備	○区は、道路管理者の協力を得て自転車走行レーン等の整備を検討します。	
自転車の歩道通行の検証・見直し	○交通管理者は、自転車の歩道通行の検証・見直しを検討します。	
歩道上の自転車駐車場の設置	○区は、道路管理者の協力を得て歩道上の自転車駐車場の設置を検討します。	

2. 自転車利用の適正化

(1) 放置規制の推進

[施策の方向]

自転車駐車場の整備に併せて放置規制（禁止）区域を設定します。

[施策の内容]

①放置規制（禁止）区域を設定

すべての鉄道駅周辺について、自転車駐車場の整備に併せて放置規制（禁止）区域を設定します。

②放置自転車の撤去業務の効率化。

放置自転車撤去事業には、膨大な人員と経費が投入されている現状から、より効率化を目指します。

③保管場所の撤去保管に要する経費は常に検証するとともに、その節減に努め、適正な費用の負担を放置者に求めます。

④駅前の放置自転車減少のために、数値目標を定めて取り組みます。

[事業計画]

施策名	前期 平成 19(2007)年度～ 平成 23(2011)年度	後期 平成 24(2012)年度～ 平成 28(2016)年度
放置規制（禁止）区域を設定	○新中野駅自転車駐車場の開設とともに放置規制（禁止）区域を設定します。	
放置自転車の撤去業務の効率化	○放置自転車の撤去業務の効率化のため、総合案内窓口を設置します。	
駅前の放置自転車率の低下	放置自転車率 10%	放置自転車率 7%

※放置自転車率・・・放置自転車 / (放置自転車 + 自転車駐車場収容台数)

撤去から返還、処分(廃棄、売却、リサイクル)までの行程

放 置 自 転 車 等 の 撤 去

○放置規制(禁止)区域の自転車への警告札付け

○放置規制(禁止)区域の自転車撤去

○保管場所への自転車移動

○撤去保管台帳作成

(搬入された自転車の防犯登録
番号、車体の特徴等を記載)

○所有者照会

(防犯登録番号から調査依頼書
(警察署別)を作成し、各警察
署に調査を依頼する。)

○返還通知

(警察から回答のあった所有者
の住所宛、保管自転車の引取り
について案内する。)

返還通知・返還

所
有
者
等

保 管 期 限 の 過 ぎ た 自 転 車 に つ い て 、 処 分 (廃棄、売却、リサイクル)

(2) 啓発活動の推進

[施策の方向]

区、関係機関、地域は適正利用の啓発を推進します。

[施策の内容]

適正利用の啓発を推進

区は、広報紙やホームページ、CATVなどのメディアを通じて放置自転車の弊害や経費支出の現状を区民等に周知します。また、警察署も同じくホームページ等の広報手段により、自転車の正しい運転ルールの周知や自転車事故の発生状況などを紹介し、自転車利用につきルールとマナーを守る意識の向上を図ります。

[事業計画]

施策名	前期 平成 19(2007)年度～ 平成 23(2011)年度	後期 平成 24(2012)年度～ 平成 28(2016)年度
適正利用の啓発を推進	○ホームページの充実	

(3) 交通安全教育の推進

[施策の方向]

適切な自転車利用を促すため、利用者の責務を明確にするとともに、家庭や学校等の教育機関でのマナー啓発や指導の充実を図ります。

[施策の内容]

① 小、中学校における交通安全教育の実施

小、中学校教育において、交通ルール、自転車利用のマナー、歩行者の安全に対する配慮、安全な乗り方等の自転車の安全利用に関する教育を充実します。

また、中野区内の小学校の半数以上が警察署とタイアップして講習会を実施し、児童に受講証の交付を行っていますが、児童を通して交通安全の意識が広く浸透していくことを期待して、警察署と連携して更に充実をしていきます。

② 高校に交通安全教育の要請

区内に所在する高校についても、安全教育の充実を要請します。

③ 高齢者を対象とする交通安全運動

高齢者の交通事故が増加している状況に鑑み、地域、区、警察の連携のもと、自転車の安全な乗り方等の指導を推進します。

④ 自転車利用者一般を対象とする交通安全指導

自転車走行に関する交通法規の認識に欠ける自転車利用者が多くみられるのが現状であり、警察及び区は、街頭指導等の機会をとらえ、ルールや罰則規定の周知徹底に努めます。

[事業計画]

施策名	前期 平成 19(2007)年度～ 平成 23(2011)年度	後期 平成 24(2012)年度～ 平成 28(2016)年度
小、中学校における交通安全教育の実施	○小学校高学年を中心に、交通安全教育を充実します。	
高校に交通安全教育の要請	○区内の高校に交通安全教育を推進することを要請します。	
高齢者を対象とする交通安全運動	○高齢者を対象とする交通安全教育を推進します。	
交通安全指導の徹底	○警察及び区は、街頭指導等の機会をとらえ、ルールや罰則規定の周知徹底をします。	

(4) 自転車利用者へのルール・マナーの普及啓発

[施策の方向]

自転車の利用者の責務は、法令を遵守し、歩行者の安全を確保することであり、以下の各点について、ルール・マナーの普及、啓発を行っていきます。

[施策の内容]

① 放置防止・駐車場利用の励行

自転車利用者は、自転車を駐車場以外の場所に放置しないのはもちろんのこと、近距離利用の自粛等、常に適正利用に心がけます。

② 近距離利用の自粛

区は、近距離自転車利用者を主な対象に、徒步への切り替えをPRし、過度な自転車利用の自粛を呼びかけていきます。

③ 啓発活動への参加

地域が主体となった適正利用啓発を実施します。

④ 防犯登録

自転車利用者は、自転車の盗難時における被害回復や、所有者への速やかな連絡を可能にするため、防犯登録や氏名・住所の記載を徹底します。

⑤ 安全運転の励行

自転車は左側通行であり、原則として、車道を走らなければならないが、自転車通行可の道路標識（標示）があるところなどは、歩道上を通行することができます。ところが、歩道は歩行者優先であり、歩道上を通行できる場合でも、歩行者には十分に注意を払い、横を通るときは十分に速度を落とすなど、安全に通過するよう注意を喚起します。

また、夜間・薄暮時のライト点灯、一時停止の励行や、2人乗り禁止、雨の日にカサをさして自転車に乗ることの危険性を訴えていきます。

⑥ 罰則規定の周知

自転車は道路交通法上、軽車両に位置づけられ、交通法規の遵守が求められていますが、手軽な自転車によるルール無視が横行しています。

自転車利用者が加害者となる交通事故も発生していることから、交通法規や罰則規定を周知していきます。

⑦ 適切な取締の実施

現在、軽度な交通違反の取締りを行う仕組みである「交通反則通告制度」が、自動車とは異なり自転車には適用されません。自転車の交通違反を取締るためにには、刑事手続である交通切符（赤切符）しかないので、取り締まりは、酒酔い運転や信号無視などの悪質・危険な違反者に限られています。このことが、自転車によるルール無視の遠因となっています。そこで、国や都では、この赤切符制度を補填するペナルティの仕組みを考えており、警察署は、取締のために新たな仕組みを効果的に実施できる体制を構築します。

[事業計画]

施策名	前期 平成 19(2007)年度～ 平成 23(2011)年度	後期 平成 24(2012)年度～ 平成 28(2016)年度
放置防止・駐車場利用の励行	○区民は、近距離利用の自粛等、常に適正利用を心がけます。	
近距離利用の自粛	○区は、近距離利用の自転車利用の自粛を呼びかけます。	
啓発活動への参加	○地域が主体となった適正利用啓発を実施します。	
防犯登録の推進	○区民は、防犯登録や氏名・住所の記載を徹底します。	
安全運転の励行	○自転車利用者は、歩行者には十分に注意を払い、横を通るときは十分に速度を落とすなど、安全に通過するよう注意します。	
罰則規定の周知	○区は、交通法規や罰則規定を周知していきます。	
適切な取締の実施	○警察署は、取締のために新たな仕組みを効果的に実施できる体制を構築します。	

(5) レンタサイクルの活用の可能性の検討

[施策の方向]

レンタサイクルの活用の可能性を検討します。

[施策の内容]

他区が現在実施しているレンタサイクルの利用実態を精査するとともに、民間事業者の参入動向、自転車販売店の参加協力の可能性等について、検討を行います。

[事業計画]

施策名	前期 平成 19(2007) 年度～ 平成 23(2011) 年度	後期 平成 24(2012) 年度～ 平成 28(2016) 年度
レンタサイクル実施の検討	○レンタサイクル実施の可能性の検討を行います。	

駅別施策のメニュー

凡例

1. 乗降客数

自転車利用者は平成 18 年度の数

平成 18 年 10 月の晴天の平日午前 11 時頃
自転車、原動機付自転車、自動二輪車の合計

2. 駐車場整備状況

区設置の自転車駐車場整備状況

3. 問題点と施策の方向

区の施策の方向性

4. 事業計画

区の事業計画(平成 19 年度～28 年度)

略称

JR 東日本 東日本旅客鉄道(株)

東京メトロ 東京地下鉄(株)

西武 西武鉄道(株)

都営 東京都交通局

中野駅(JR 東日本・東京メトロ)

1. 乗降客数及び自転車利用者数

乗降人員	約 28.5 万人 (平日一日平均 北口 6割、南口 4割)		
自転車利用者	6479 人	駐車台数	6129 + 放置台数 350

2. 駐車場整備状況

名 称	設置年月	土地所有者	台数	利用率(17年度)
中野駅北口中央	昭和 62 年 10 月	国	3,780 台	114.0%
中野駅北口西	平成 11 年 1 月	国	1,100 台	101.8%
中野南	平成 11 年 1, 2 月	民間	1,300 台	92.3%

★昭和 63 年 10 月放置規制区域に指定



保管場所

- | | |
|---------|--------------------|
| ①中野通り西側 | 中野自転車保管場所(中野 4-14) |
| ②中野通り東側 | 中野五丁目保管場所(中野 5-3) |

3. 問題点と施策の方向

(1) 現況と問題点

中野駅周辺には、北口に2か所、南口に1か所の自転車駐車場が整備され、合計6,180台分の駐車スペースが確保されています。しかし、北口の2か所の駐車場の利用率は100%を超え、オーバーユースの状態にあり、連日撤去にもかかわらず、300台近い放置自転車があります。

また、自転車保管場所についても、常に満杯状態にあり拡充が必要であり、更に、処分のための自転車保管場所として無償で借り受けている自警会跡地も将来的には使えない状況が考えられます。

(2) 対策

①北口駐車場

短期的には、オーバーユース解消のために現有面積の中で有効利用し、駐車台数の拡大を図るとともに、鉄道事業者に自転車駐車場用地の提供を求めます。中長期的には、中野駅地区の整備計画、区役所・サンプラザ地区の再整備構想との整合を図り、駐車場を再整備します。

②南口駐車場

中野駅南口地区のまちづくり進展にあわせ、中野南駐車場を再整備します。

③自転車保管場所の確保

自転車保管場所を拡充します。

4. 事業計画

(1) 自転車駐車場整備

需要予測については、現況のとおりとし、不足の400台を整備します。

施策名	前期 平成19(2007)年度～ 平成23(2011)年度	後期 平成24(2012)年度～ 平成28(2016)年度
北口駐車場	<ul style="list-style-type: none">○駐車台数の拡充を図ります。○鉄道事業者に用地の提供についての協力を求めます。○駐車場の再配置を検討します。	<ul style="list-style-type: none">○駐車場の再整備に着手します。
南口駐車場	<ul style="list-style-type: none">○駐車場の再配置を検討します。	<ul style="list-style-type: none">○駐車場の再整備に着手します。○鉄道事業者に自転車駐車場設置への協力を求めます。

(2) 放置規制の推進

施策名	前期 平成19(2007)年度～ 平成23(2011)年度	後期 平成24(2012)年度～ 平成28(2016)年度
放置台数の削減	<ul style="list-style-type: none">○放置台数 250	<ul style="list-style-type: none">○放置台数 200

東中野駅(JR 東日本・都営)

1. 乗降客数及び自転車利用者数

乗降人員	約7.6万人(平日一日平均 西口 6割、東口 4割)		
自転車利用者	1021人	駐車台数	895 + 放置台数 126

2. 駐車場整備状況

名 称	設置年月	土地所有者	台数	利用率(17年度)
東中野南	平成7年4月	区	590台	29.8%
東中野駅	平成11年4月	都	1,030台	66.7%
東中野東整理区画	平成16年7月	区	34台	97.1%

★ 平成11年4月放置規制区域に指定



保管場所

宮園自転車保管場所(中野 2-18)

3. 問題点と施策の方向

(1) 現況と問題点

東中野駅周辺には、3か所の自転車駐車場が整備され、合計1,654台分の駐車スペースが確保されています。

(2) 対策

東中野駅周辺整備に併せて、駅前広場の整備の中で自転車駐車場の整備を検討します。

4. 事業計画

(1) 自転車駐車場整備

需要予測については、現況のとおりとし、駐車場が充足しているため、新たな整備目標を立てませんが、駅前広場の整備の中で自転車駐車場の整備の検討を行います。

施策名	前期 平成19(2007)年度～ 平成23(2011)年度	後期 平成24(2012)年度～ 平成28(2016)年度
東中野駅駐車場整備	○東中野駅前広場に自転車駐車場を開設します。 ○鉄道事業者に用地の提供についての協力を求めます。	

(2) 放置規制の推進

施策名	前期 平成19(2007)年度～ 平成23(2011)年度	後期 平成24(2012)年度～ 平成28(2016)年度
放置台数の削減	○放置台数 80	○放置台数 60

鷺ノ宮駅(西武)

1. 乗降客数及び自転車利用者数

乗降人員	約 2.4 万人 (平日一日平均)		
自転車利用者	1197 人	駐車台数	1099 + 放置台数 98

2. 駐車場整備状況

名 称	設置年月	土地所有者	台数	利用率(17 年度)
鷺宮南	平成 3 年 4 月	区	1,356 台	38.0%
鷺宮東	平成 4 年 10 月	区	400 台	48.8%
鷺宮北	平成 6 年 2 月	区	248 台	141.9%

★平成 3 年 12 月放置規制区域に指定

※ 駅北側には、事業者設置の自転車駐車場(収容台数 135 台)がある。



保管場所

鷺宮東自転車保管場所(若宮 3-56)

3. 問題点と施策の方向

(1) 現況と問題点

鷺ノ宮駅周辺には、3か所の自転車駐車場が整備され、合計2,004台分の駐車スペースが確保されています。しかし、鷺宮北駐車場は、常にオーバーステイであり、対策が必要です。

(2) 対策

駅北側の駐車需要を充たすために、収容台数の拡充、駐車場の新設、再配置を図ります。

4. 事業計画

(1) 自転車駐車場整備

需要予測については、現況のとおりとし、不足の100台のうち50台を区で整備し、50台の整備を事業者に求めます。

施策名	前期 平成19(2007)年度～ 平成23(2011)年度	後期 平成24(2012)年度～ 平成28(2016)年度
鷺ノ宮駅北口地域自転車駐車場の整備	<ul style="list-style-type: none">○事業者が設置している自転車駐車場について、収容台数の拡充を求めます。○鷺宮北駐車場の収容台数を拡充します。	

(2) 放置規制の推進

施策名	前期 平成19(2007)年度～ 平成23(2011)年度	後期 平成24(2012)年度～ 平成28(2016)年度
放置台数の削減	○放置台数 80	○放置台数 60

都立家政駅(西武)

1. 乗降客数及び自転車利用者数

乗降人員	約 1.9 万人 (平日一日平均)		
自転車利用者	488 人	駐車台数	424 + 放置台数 64

2. 駐車場整備状況

名 称	設置年月	土地所有者	台数	利用率(17 年度)
都立家政北	平成 10 年 10 月	民間	270 台	101.1%
都立家政南	平成 8 年 10 月	区	370 台	32.4%

★平成 10 年 10 月放置規制区域に指定



保管場所

上鷺自転車保管場所(上鷺宮 5-6)

3. 問題点と施策の方向

(1) 現況と問題点

駅周辺には、2か所の自転車駐車場が整備され、合計640台分の駐車スペースが確保されています。

(2) 対策

西武新宿線沿線まちづくりの整備計画との整合性を持って、駐車場を再配置します。

4. 事業計画

(1) 自転車駐車場整備

需要予測については、現況のとおりとし、駐車場が充足しているため、新たな整備目標は掲げません。しかし、北駐車場については、民間から使用貸借しているため、使用できない状況になれば、用地提供などを事業者と協議して新たな駐車場を設置します。

施策名	前期 平成19(2007)年度～ 平成23(2011)年度	後期 平成24(2012)年度～ 平成28(2016)年度

(2) 放置規制の推進

施策名	前期 平成19(2007)年度～ 平成23(2011)年度	後期 平成24(2012)年度～ 平成28(2016)年度
放置台数の削減	○放置台数 40	○放置台数 30

野方駅(西武)

1. 乗降客数及び自転車利用者数

乗降人員	約 2.1 万人 (平日一日平均)		
自転車利用者	747 人	駐車台数	637 + 放置台数 110

2. 駐車場整備状況

名 称	設置年月	所有者	台数	利用率(17年度)
野方第一	平成 2 年 10 月	区	140 台	88.0%
野方第二	昭和 62 年 2 月	区	260 台	77.7%
野方東整理区画 (北東・北西)	昭和 52 年 5 月	都	226 台	132.3%
野方東整理区画 (南東・南西)	昭和 52 年 5 月	都	344 台	151.2%

★平成 17 年 4 月放置規制区域に指定



保管場所

中野自転車保管場所(中野 4-14)

3. 問題点と施策の方向

(1) 現況と問題点

駅周辺には、4か所の自転車駐車場が整備され、合計 1,610 台分の駐車スペースが確保されています。

(2) 対策

西武新宿線沿線まちづくりの整備計画との整合性を持って、駐車場を再配置します。

4. 事業計画

(1) 自転車駐車場整備

需要予測については、現況のとおりとし、若干駐車場は不足気味ではあるが、運用により対処することとし、新たな整備目標は掲げません。

施策名	前期 平成 19(2007)年度～ 平成 23(2011)年度	後期 平成 24(2012)年度～ 平成 28(2016)年度

(2) 放置規制の推進

施策名	前期 平成 19(2007)年度～ 平成 23(2011)年度	後期 平成 24(2012)年度～ 平成 28(2016)年度
放置台数の削減	○放置台数 40	○放置台数 30

沼袋駅(西武)

1. 乗降客数及び自転車利用者数

乗降人員	約 1.6 万人 (平日一日平均)		
自転車利用者	661 人	駐車台数	531 + 放置台数 130

2. 駐車場整備状況

名 称	設置年月	所有者	台数	利用率(17年度)
沼袋第一	昭和 59 年 12 月	区	18 台	50.0%
沼袋第二	昭和 62 年 12 月	都	200 台	111.0%
沼袋南整理区画	平成 5 年 1 月	区	250 台	60.8%
沼袋地下	平成 6 年 6 月	区	470 台	48.3%

★平成 6 年 11 月放置規制区域に指定



保管場所

沼袋地下自転車保管場所(沼袋 1-34-14)

3. 問題点と施策の方向

(1) 現況と問題点

駅周辺には、4か所の自転車駐車場が整備され、合計 938 台分の駐車スペースが確保されています。

しかし、沼袋第二自転車駐車場が平成 19 年度一杯で廃止されるため、代替地を探す必要があります。

(2) 対策

西武新宿線沿線まちづくりの整備計画との整合性を持って、駐車場を再配置します。

4. 事業計画

(1) 自転車駐車場整備

需要予測については、現況のとおりとし、現在のところ自転車駐車場は充足しているが、沼袋第二自転車駐車場が平成 19 年度一杯で廃止されるため、事業者に鉄道用地の提供などの積極的な協力を求めます。

施策名	前期 平成 19(2007)年度～ 平成 23(2011)年度	後期 平成 24(2012)年度～ 平成 28(2016)年度
沼袋第二自転車駐車場の再設置	○事業者に鉄道用地の提供などの積極的な協力を求めます。	

(2) 放置規制の推進

施策名	前期 平成 19(2007)年度～ 平成 23(2011)年度	後期 平成 24(2012)年度～ 平成 28(2016)年度
放置台数の削減	○放置台数 90	○放置台数 60

新井薬師前駅(西武)

1. 乗降客数及び自転車利用者数

乗降人員	約 3.0 万人 (平日一日平均)		
自転車利用者	256 人	駐車台数	117 + 放置台数 139

2. 駐車場整備状況

名 称	設置年月	所有者	台数	利用率(18 年度)
新井薬師北	平成 18 年 5 月	民間	100 台	110. 0%
新井薬師南	平成 18 年 12 月	民間	70 台	%

★平成 19 年 1 月放置規制区域に指定予定

他に民営自転車駐車場 1 か所(収用能力 33 台)あり。



保管場所

中野五丁目保管場所(中野 5-3)

3. 問題点と施策の方向進捗

(1) 現況と問題点

駅周辺には、2か所の自転車駐車場が整備され、合計170台分の駐車スペースが確保されている。ただし、この自転車駐車場は、緊急避難的に民間から短期に土地を借りて設置したものであり、恒久的なものではありません。

(2) 対策

西武新宿線沿線まちづくりの整備計画との整合性を持って、駐車場を再配置します。

4. 事業計画

(1) 自転車駐車場整備

需要予測については、現況のとおりとし、やや駐車場が不足ではあるが、運用で対処することとし、新たな整備目標は掲げません。しかし、現在の駐車場は、いわば緊急避難的に設けられたものであり、恒常的に利用ができるように、事業者に鉄道用地の提供などの積極的な協力を求めます。

施策名	前期 平成19(2007)年度～ 平成23(2011)年度	後期 平成24(2012)年度～ 平成28(2016)年度
新井薬師前駅自転車駐車場の設置	○事業者に鉄道用地の提供などの積極的な協力を求めます。	

(2) 放置規制の推進

施策名	前期 平成19(2007)年度～ 平成23(2011)年度	後期 平成24(2012)年度～ 平成28(2016)年度
放置台数の削減	○放置台数 105	○放置台数 80

富士見台駅(西武)

1. 乗降客数及び自転車利用者数

乗降人員	約 2.1 万人 (平日一日平均)		
自転車利用者	331 人	駐車台数	310 + 放置台数 21

2. 駐車場整備状況

平成 3 年放置規制区域に指定

民営自転車駐車場 2 か所(収用能力 170 台)あり。



保管場所

上鷺自転車保管場所(上鷺宮 5-6)

3. 問題点と施策の方向

(1) 現況と問題点

駅自体は、練馬区にあり、共同で放置規制を行っています。

(2) 対策

放置規制の実効性が上がるよう練馬区との連携を密にします。

4. 事業計画

(1) 自転車駐車場整備

施策名	前期 平成 19(2007)年度～ 平成 23(2011)年度	後期 平成 24(2012)年度～ 平成 28(2016)年度

(2) 放置規制の推進

施策名	前期 平成 19(2007)年度～ 平成 23(2011)年度	後期 平成 24(2012)年度～ 平成 28(2016)年度
放置台数の削減	○放置台数 105	○放置台数 80

中野坂上駅(東京メトロ・都営)

1. 乗降客数及び自転車利用者数

乗降人員	約6万人(平日一日平均)		
自転車利用者	570人	駐車台数	461 + 放置台数 109

2. 駐車場整備状況

名称	設置年月	所有者	台数	利用率(17年度)
中野坂上駅	平成11年4月	都	1,130台	29.3%

★平成11年4月放置規制区域に指定

他に民営自転車駐車場(収用能力 146台)あり。



保管場所

宮園自転車保管場所(中野2-18)

3. 問題点と施策の方向

(1) 現況と問題点

駅周辺には、1か所の自転車駐車場が整備され、1,130台分の駐車スペースが確保されています。

(2) 対策

駐車需要は、充足しているが、わかりやすい案内板、誘導サインの整備を整備するとともに、バリアフリーの観点から、ハンディキャップを持った人々に出入り口付近や低層部の優先的利用などの配慮をし、ラックの操作性の向上や車路幅の拡大などの整備を行います。

4. 事業計画

(1) 自転車駐車場整備

需要予測については、現況のとおりとし、駐車場が充足しているため、新たな整備目標は掲げません。

施策名	前期 平成19(2007)年度～ 平成23(2011)年度	後期 平成24(2012)年度～ 平成28(2016)年度

(2) 放置規制の推進

施策名	前期 平成19(2007)年度～ 平成23(2011)年度	後期 平成24(2012)年度～ 平成28(2016)年度
放置台数の削減	○放置台数 80	○放置台数 60

新中野駅(東京メトロ)

1. 乗降客数及び自転車利用者数

乗降人員	約3万人(平日一日平均)		
自転車利用者	775人	駐車台数 0 + 放置台数	775

2. 駐車場整備状況

なし

新中野駅周辺



3. 問題点と施策の方向

(1) 現況と問題点

昼間 700 台強の放置自転車があり、中野区内の鉄道駅で唯一自転車駐車場がないため、規制がかけられていない地域です。

自転車駐車場設置のための用地を探しているが、適地が見つからない現状があります。

(2) 対策

- ①新中野駅西側の自転車駐車場については、東京都の中野通り拡幅事業の際、整備が予定されている杉山公園の中に設置を検討します。
- ②新中野駅東側の自転車駐車場については、民営自動車駐車場の一部の借り上げや区営施設建設予定地に設置を検討します。

4. 事業計画

(1) 自転車駐車場整備

需要予測については、現況の 70% とし、450 台規模の駐車場を整備します。

施策名	前期 平成 19(2007) 年度～ 平成 23(2011) 年度	後期 平成 24(2012) 年度～ 平成 28(2016) 年度
新中野駅自転車駐車場の設置	○自転車駐車場を杉山公園の中に設置します。(450 台) ○区が設置を検討している自転車駐車場に対して、事業者に積極的な協力を求めます。	
放置規制(禁止)区域の指定	○新中野駅自転車駐車場の設置に併せ、放置規制(禁止)区域を指定します。	

(2) 放置規制の推進

施策名	前期 平成 19(2007) 年度～ 平成 23(2011) 年度	後期 平成 24(2012) 年度～ 平成 28(2016) 年度
放置台数の削減	○放置台数 590	○放置台数 440

中野新橋駅(東京メトロ)

1. 乗降客数及び自転車利用者数

乗降人員	約2万人(平日一日平均)		
自転車利用者	294人	駐車台数	200 + 放置台数 94

2. 駐車場整備状況

名称	設置年月	所有者	台数	利用率(17年度)
中野新橋駅	平成1年4月	区	250台	88.8%



保管場所

中野自転車保管場所(中野4-14)

3. 問題点と施策の方向

(1) 現況と問題点

駅周辺には、1か所の自転車駐車場が整備され、250台分の駐車スペースが確保されています。

(2) 対策

駐車需要は、充足しているが、わかりやすい案内板、誘導サインの整備を整備するとともに、バリアフリーの観点から、ハンディキャップを持った人々に出入口付近や低層部の優先的利用などの配慮をし、ラックの操作性の向上や車路幅の拡大などの整備を行います。

4. 事業計画

(1) 自転車駐車場整備

需要予測については、現況のとおりとし、駐車場が充足しているため、新たな整備目標は掲げません。

施策名	前期 平成19(2007)年度～ 平成23(2011)年度	後期 平成24(2012)年度～ 平成28(2016)年度

(2) 放置規制の推進

施策名	前期 平成19(2007)年度～ 平成23(2011)年度	後期 平成24(2012)年度～ 平成28(2016)年度
放置台数の削減	○放置台数 590	○放置台数 440

中野富士見町駅(東京メトロ)

1. 乗降客数及び自転車利用者数

乗降人員	約 1.8 万人 (平日一日平均)		
自転車利用者	91 人	駐車台数	75 + 放置台数 16

2. 駐車場整備状況

名 称	設置年月	所有者	台数	利用率(17 年度)
中野富士見町	平成 14 年 1 月	事業者	90 台	133%

★平成 17 年 11 月放置規制区域に指定



保管場所

中野自転車保管場所(中野 4-14)

3. 問題点と施策の方向

(1) 現況と問題点

駅周辺には、2か所の自転車駐車場が整備され、合計90台分の駐車スペースが確保されています。

(2) 対策

駐車需要は、充足しているが、わかりやすい案内板、誘導サインの整備を整備するとともに、バリアフリーの観点から、ハンディキャップを持った人々に出入り口付近や低層部の優先的利用などの配慮をし、ラックの操作性の向上や車路幅の拡大などの整備を行います。

4. 事業計画

(1) 自転車駐車場整備

需要予測については、現況のとおりとし、駐車場が充足しているため、新たな整備目標は掲げません。

施策名	前期 平成19(2007)年度～ 平成23(2011)年度	後期 平成24(2012)年度～ 平成28(2016)年度

(2) 放置規制の推進

施策名	前期 平成19(2007)年度～ 平成23(2011)年度	後期 平成24(2012)年度～ 平成28(2016)年度
放置台数の削減	○放置台数 60	○放置台数 50

落合駅(東京メトロ)

1. 乗降客数及び自転車利用者数

乗降人員	約 2.1 万人 (平日一日平均)		
自転車利用者	205 人	駐車台数	160 + 放置台数 45

2. 駐車場整備状況

名 称	設置年月	所有者	台数	利用率(17 年度)
落合整理区画	平成 16 年 4 月	都	160 台	134.2%

★平成 16 年 5 月放置規制区域に指定



保管場所

中野自転車保管場所(中野 4-14)

3. 問題点と施策の方向

(1) 現況と問題点

駅周辺には、2か所の自転車駐車場が整備され、合計160台分の駐車スペースが確保されている。隣接している新宿区の区域も放置規制区域となっています。

(2) 対策

新宿区との連携を密にして、放置規制を実効性があるようにします。

4. 事業計画

(1) 自転車駐車場整備

需要予測については、現況のとおりとし、やや駐車場が不足しているが、運用で対処することとし、新たな整備目標は掲げません。

施策名	前期 平成19(2007)年度～ 平成23(2011)年度	後期 平成24(2012)年度～ 平成28(2016)年度

(2) 放置規制の推進

施策名	前期 平成19(2007)年度～ 平成23(2011)年度	後期 平成24(2012)年度～ 平成28(2016)年度
放置台数の削減	○放置台数 10	○放置台数 5

新江古田駅(都営)

1. 乗降客数及び自転車利用者数

乗降人員	約 1.4 万人 (平日一日平均)		
自転車利用者	218 人	駐車台数	173 + 放置台数 45

2. 駐車場整備狀況

名 称	設置年月	台数	利用率(17 年度)
新江古田	平成 10 年 1 月	200 台	150. 0%

★平成 10 年 10 月放置規制区域に指定



保管場所

上鶩自転車保管場所(上鶩宮 5-6)

3. 問題点と施策の方向

(1) 現況と問題点

駅周辺には、1か所の自転車駐車場が整備され、合計200台分の駐車スペースが確保されている。練馬区と隣接しており、放置規制を行っています。

(2) 対策

放置規制の実効性が上がるよう、練馬区との連携を密にします。

4. 事業計画

需要予測については、現況のとおりとし、駐車場が充足しているため、新たな整備目標は掲げません。

施策名	前期 平成19(2007)年度～ 平成23(2011)年度	後期 平成24(2012)年度～ 平成28(2016)年度

(2) 放置規制の推進

施策名	前期 平成19(2007)年度～ 平成23(2011)年度	後期 平成24(2012)年度～ 平成28(2016)年度
放置台数の削減	○放置台数 30	○放置台数 25

上鷺自転車保管場所

所在地／中野区上鷺宮5-6 電話／3825-7194
交 通／西武新宿線富士見台駅より徒歩20分
西武池袋線富士見台駅より徒歩20分
中野駅～八成小学校 コミュニティバス なかのん
北中野中学校下車 徒歩2分
撤去区域／都立家政駅周辺・富士見台駅周辺
新江古田駅周辺

鷺宮東自転車保管場所

所在地／中野区若宮3-56 電 話／3338-5644
交 通／西武新宿線鷺ノ宮駅より徒歩5分
撤去区域／鷺ノ宮駅周辺

沼袋地下自転車保管場所

所在地／中野区沼袋1-34-14 電 話／3387-2178
交 通／西武新宿線沼袋駅より徒歩2分
撤去区域／沼袋駅周辺

中野自転車保管場所

所在地／中野区中野4-14 電 話／3319-1449
交 通／JR中野駅より徒歩3分
撤去区域／中野駅周辺（中野通り西側）
東中野駅周辺（中央線北側）・落合駅周辺
野方駅周辺・中野新橋駅周辺
中野富士見町駅周辺・新中野駅周辺

中野五丁目自転車保管場所

所在地／中野区中野5-3 電 話／3388-4339
交 通／JR中野駅より徒歩10分、JR東中野駅より徒歩15分
撤去区域／中野駅周辺（中野通り東側）
新井薬師前駅周辺

宮園自転車保管場所

所在地／中野区中野2-18 電 話／3382-4354
交 通／JR中野駅より徒歩10分
撤去区域／東中野駅周辺（中央線南側）、中野坂上駅周辺
※大久保通り側に出入口はありません

平成19年3月2日 作成

中野区自転車利用総合計画（素案）

編集発行 中野区 都市整備部 土木分野
交通安全対策担当
東京都中野区中野4丁目8番1号
TEL 3389-1111 内線5731
直通 TEL 3228-8886
FAX 3228-5675
E-mail:doboku@city.tokyo-nakano.lg.jp